

別海町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

I 行動計画策定の背景

1. 新型インフルエンザについて

- ☆ 基本的にすべての人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

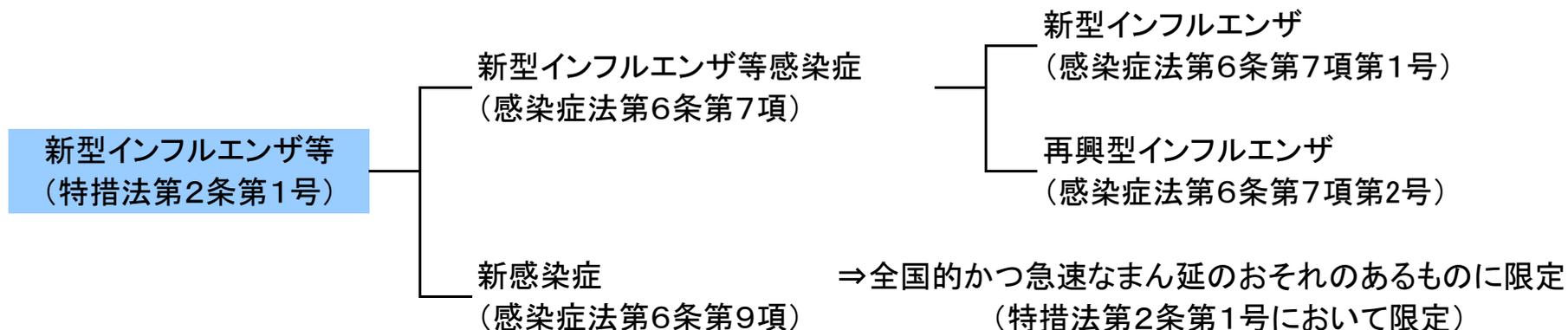
- ☆ 新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応していくため、平成25年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が施行された。
- ☆ 特措法では、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす、またはそのおそれがある場合に、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)を発出することが明記されており、発出時は、市町村に対策本部を設置することが義務付けられている。

3. 別海町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

- ☆ 特措法の施行を受け、今回、新たに別海町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「本町行動計画」という。)を策定した。

Ⅱ 対策に関する基本的な方針

1. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

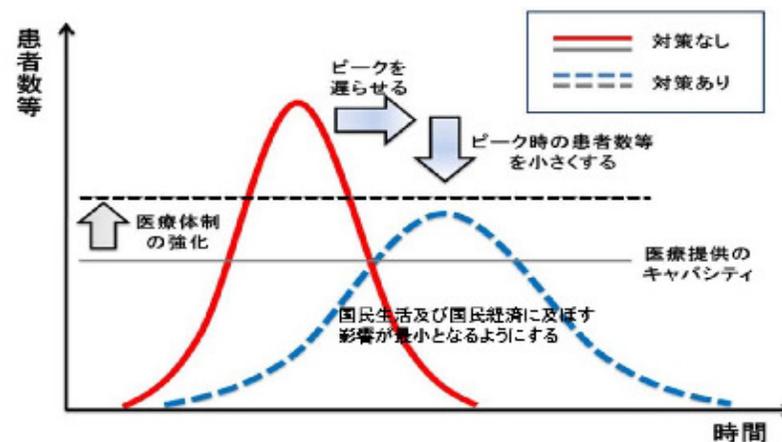


※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

2. 対策の目的及び基本的な戦略

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響を最小限に抑える

<対策の効果 概念図>



3. 対策の留意点

- ☆ 基本的人権の尊重
- ☆ 危機管理としての特措法の性格
- ☆ 関係機関相互の連携・協力の確保
- ☆ 記録の作成・保存

4. 被害想定

	別 海 町	北 海 道	全 国
人口	15,980人	551万人	1億2,806万人
受診者数	1,630人～3,200人	55万9千人～107万5千人	1,300万人～2,500万人
入院患者数	67人～250人	2万.3千人～8万6千人	53万人～200万人
死亡者数	22人～80人	7千人～2万8千人	17万人～64万人
1日当たりの 最大入院患者数	13人～50人	4千3百人～1万7千人	10,1万人～39.9万人

☆ ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等の宿主側の要因、医療環境や社会環境など複合的な要因に左右される。

5. 本町行動計画のポイント

☆ 特措法に基づく初の行動計画

☆ 特措法で新たに盛り込まれた各種の対応等を記載

項目	特色
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none">● 町長を本部長とした対策本部の設置 ※政府が緊急事態宣言を発出した時は法定による設置● 幹事会または対策部の設置 ※新型インフルエンザ等が国内または海外で発生した場合に設置
(2) 予防	<ul style="list-style-type: none">● 町民への予防接種の実施<ul style="list-style-type: none">・緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づく接種(全町民を対象)・緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく接種(希望者のみを対象)
(3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none">● 北海道が実施する以下の感染拡大防止策への協力<ul style="list-style-type: none">・不要不急の外出の自粛要請・施設の使用制限の要請等
(4) 医療	<ul style="list-style-type: none">● 北海道が臨時の医療施設を開設するにあたっての協力● 保健所が行なう患者の搬送体制の整備への協力
(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none">● 物資、資材の備蓄● 要援護者への生活支援● 埋葬・火葬の特例

Ⅲ 発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (道内未発生期)	道内発生早期	道内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の整備 ・町内発生の早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生の遅延と早期発見 ・道内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・道内発生の遅延と早期発見 ・道内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大をできる限り抑制 ・適切な医療提供 ・感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・町民生活への影響を最小限化 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の策定 ・連携体制の強化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事会の開催、もしくは任意の本町対策本部の設置 ・情報の集約、共有、分析 	<p>国・道・市町村・指定(地方)公共機関挙げての体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹事会の開催、 ・情報の集約、共有、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二波に備えた体制整備
サーベイランス情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する情報収集 ・国、道の取組への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する情報収集 ・国、道の取組みへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する情報収集 ・国、道の取組みへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する情報収集 ・国、道の取組みへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する情報収集 ・国、道の取組みへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する情報収集 ・国、道の取組みへの協力

◆緊急事態宣言発出時
本町対策本部の設置(法定)

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (道内未発生期)	道内発生早期	道内感染期	小康期
情報提供 ・共有	一元的な情報発信、市民への分かりやすい情報提供					
	・情報提供、共有について、庁舎内の体制整備等	・多様な手段による情報提供 ・相談体制の整備	・情報の受け手にとって適切な方法による提供 ・相談体制の充実、強化	・情報の受け手にとって適切な方法による提供 ・相談体制の充実、強化	・情報の受け手にとって適切な方法による提供 ・相談体制の継続	・情報共有の状況の確認 ・相談体制の縮小
まん延防止	・個人レベル、職場レベルで感染予防や対策について普及啓発 ・町民への予防接種体制整備	・特定接種の準備、開始 ・町民への予防接種の準備	・町民、事業者等への感染予防策の要請 ・町民への予防接種の開始 ◆緊急事態宣言発出時 ・全町民を対象とした予防接種の実施	・町民、事業者等への感染予防策の要請 ・町民への予防接種の開始 ◆緊急事態宣言発出時 ・全町民を対象とした予防接種の実施 ・道が行う外出自粛要請、施設の使用制限等への協力	・町民、事業者等への感染予防策の要請 ・町民への予防接種の継続	・第二波に備えた町民への予防接種の継続 ◆緊急事態宣言発出時 ・全町民を対象とした予防接種の実施
医療	・道への協力 (地域医療体制整備)	・道への協力 (医療情報収集)	・道への協力 (医療機関等への情報提供)	・道への協力 (医療機関等への情報提供)	・在宅で療養する患者への支援 ◆緊急事態宣言発出時 ・臨時の医療対策への協力	◆緊急事態宣言発出時 ・これまでの措置の縮小、中止
町民の生活及び町民経済の安定の確保	・要援護者への生活支援の体制整備 ・火葬能力等の把握 ・物資及び資材の備蓄等	・一時的に遺体を安置する施設の確保に向けた準備	・消費者としての適切な行動の呼びかけ ・事業者に売惜しみ等生じないよう要請等	・消費者としての適切な行動の呼びかけ ・事業者に売惜しみ等生じないよう要請等 ◆緊急事態宣言発出時 ・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格の安定	・消費者としての適切な行動の呼びかけ ・事業者に売惜しみ等生じないよう要請等 ◆緊急事態宣言発出時 ・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格の安定 ・要援護者への生活支援 ・火葬炉の稼働等	・消費者として適切な行動の呼びかけ ・事業者に売惜しみ等生じないよう要請等 ◆緊急事態宣言発出時 ・これまでの措置の縮小、中止

IV 参考 〔関連用語〕

○新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないもの。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なる。

○緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると政府が認めた時に発する宣言のこと。

○サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視すること。